

築上町告示第90号

令和3年第4回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年10月22日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和3年10月29日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

○応招しなかった議員

令和3年 第4回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和3年10月29日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和3年10月29日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件の報告)

日程第4 議案第61号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件の報告)

日程第4 議案第61号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について

出席議員 (14名)

1番 江本 守君

2番 吉原 秀樹君

3番 北代 恵君

4番 宗 晶子君

5番 丸山 年弘君

6番 池永 巖君

7番 鞆野 希昭君

8番 工藤 久司君

9番 武道 修司君

10番 池亀 豊君

11番 田村 兼光君

12番 信田 博見君

13番 田原 宗憲君

14番 塩田 文男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
総務課長 …………… 元島 信一君 企画財政課長 …………… 椎野 満博君
産業課長 …………… 鍛冶 孝広君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和3年第4回築上町議会臨時会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様、おはようございます。本日は臨時議会ということで、コロナのいわゆる臨時特別交付金を頂いておりますので、この対策の予算ということで、中小企業を支援する予算を1件計上させていただいております。

そして、まず先ほど議長からもお話がございましたように、ごみ処理場で一応火災が発生いたしました。原因はベルトコンベアの中に可燃性という発火性の物質が入りまして、それが原因で発火をしたということで、詳しくはあと担当課のほうから御報告をさせるように手はずで後ろに待機させておるところでございます。

それからあとコロナの感染症でございますけれども、本町では10月2日を最後に一応陽性の方が出ておりません。もう一応10月もうすぐ終わりですけれども、約1か月間も陽性者が出てないと。そして近隣の所もほぼ一応もう皆無に近いということで、北九州も昨日の新聞ではもうゼロという形になっておるんで、このまま終息してもらえばいいかなと思っておりますが、まだまだそこで予断を許さない状況でございます。

本町での予防接種率は、皆さん手元に配付をしておるとおりでございますけれども、12歳以上の方が一応接種率が85.2%ということで、非常に皆さん接種率が高うございますし、他の自治体に比べて県平均、国平均ということを上回っておりますし、非常に予防対策がうちの町では進んでおるんじゃないかなと、このように考え、そしてまた逐次、今、接種場所を豊前市の医師会の中にメディカルセンターがございますが、ここで共同で今接種を行っておると、こういう状況で、まだ一応の皆さんこの会場に訪れておるとい状況でございますので、もう少し接種率は上がるんじゃないかなと。

それから、あと3回目のワクチンの接種ということで、一応今計画を立てておりますけれども、年明けから大体3回目始まるような一応今スケジュールを組んで国のほうと協議を行い、国・県とです、協議を行っておると、こういう状況でございますので、皆さん、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上で行政報告は終わらせていただきます。本日の議案、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武道 修司君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会規則第125条の規定により、10番、池亀豊議員、11番、田村兼光議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

昨日10月28日ですが、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程のとおり決定をいたしました。会期を本日29日、1日限りとすることが適当だと決定したので御報告いたします。

それから、ここに配られておる資料があるわけですが、議運の時に出てない資料が置かれておりましたので、私何も知りませんでした。勝手に資料を配付しないように忠告したいと思います。以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。議会運営委員会の委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日10月29日の1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日10月29日1日限りと決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第61号です。

日程第4. 議案第61号

○議長（武道 修司君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第61号令和3年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は本日即決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第61号令和3年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第61号令和3年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度築上町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。令和3年10月29日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第61号は、令和3年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額が124億2,759万7,000円に1,854万円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を124億4,613万7,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した中小企業等応援金事業1,854万円でございます。

歳入は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,590万6,000円を充当し、それから一般財源を263万4,000円を一応充当して、一応この事業を行うものでございます。

中身については、中小企業等応援事業については、国・県の先ほど申した補助金と、また国県の支出の対象とならない減収割合が15%以上の全事業者を対象とするもので、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に、経営継続に向けた応援金を支給するものでございます。どうぞよろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） まず、築上町中小企業等応援金ということで資料を頂いているんですけども、資料の内容に関して質問させていただきます。

この表の分です。国や県の支援金は、月次といいますか月額という形で毎月支援がなされるというふうになっているんですが、築上町の今回の応援金は、月っていうのが書いていないんですが、これは一回のみの支援ということでしょうか、それとも月次の支援になるのでしょうか。この表の見方などを説明していただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。配付をさせていただいております資料の関係でございますが、これは今回、町の中小企業等応援金を実施するに当たり国・県の支援の内容と町が実施する支援の内容を比較をした資料ということで作成をしてお配りをさせていただきました。

表の見方でございますが、左の、一番左のほうに国・県という欄がございます。国・県の支援につきましては、基本的には表の一番上、協力金対象飲食店酒類販売事業者以外の事業者に対して、国が減少割合50%以上の場合、法人であれば最大20万円、月額20万円、個人であれば最大10万円、月額です。これを国が支援をすると基本的にはなってございます。その下の30%以上50%未満につきましては、これは県が対象事業者に支援をする。支援の額につきましては、月額、法人で最大10万円、月額、個人で最大5万円という形になっております。

その下の酒類販売事業者については、緊急事態宣言等で飲食店等の休業がございました。そういうことから酒類販売事業者が特に大きな影響を受けたということで、県が支援金の上乗せを実施しております。そこに書いておりますように酒類販売事業者につきましては、減少割合90%以上の場合には月額、法人であれば最大30万円、失礼しました、80万円です。個人であれば月額40万円を支給をすると。以下、減少割合に応じて70%以上、50%以上、30%以上50%未満という形で、酒類販売事業者については県が特に上乗せをして支援をするという形になってございます。

今回、築上町、町で実施する応援金でございますが、一番下に記載をさせていただいております。対象事業者としては、その他ということで国あるいは県の支援を受けてない事業者を対象とするということにしております。

それから、減少割合については、50%以上、30%以上50%未満、15%以上30%未満ということで減少割合は区切らせていただいておりますが、対象期間につきましては財源の関係もございまして、月額ベースということでは難しいということで、一番下に記載しておりますように、本年4月から9月の6か月間、上半期の6か月間の事業収入、総収入に対して減少割合を

見て、法人であれば最大20万円、1回限りでございます。個人については最大10万円です、50%以上の場合、これを1回限りを支給をさせていただく。それから、減少割合30%以上50%未満の場合は、法人であれば最大10万円、個人であれば最大5万円、これも1回限りでございます。減少割合15%以上30%未満の事業者に対しましては、法人の場合最大5万円、個人については最大3万円を1回限りのみでございますが、支給をさせていただくという形になってございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 御説明ありがとうございます。

以前、商工会のほうから国や県の支援に漏れた方にも協力金をという内容の要望書が出されていたかと思うんですが、その要望書をもとに今回の支援の事業をお考えいただいたのかをお伺いしたいんですが、商工会の要望に即した内容であるのかどうかというところをお尋ねいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。御質問の件でございますが、以前、商工会のほうから国あるいは県の支援を受けていない事業者に対しての支援ということで要望をいただいております。今回の応援金については、商工会の要望を踏まえまして事業を実施するという形にしてございます。

ただ、支援額については、財源の問題もございまして要望どおりには行ってないかとは思いますが、その辺のところは御了承いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。まずこういった支援をお考えいただきましてありがとうございます。

それと、もう一点お伺いしたいんですが、国からの地方創生臨時交付金が1,590万6,000円ということで、それに一般財源を足されて1,854万円を今回の支援に充てるということなんですが、今回は酒類販売事業者さん、飲食店の事業者さん以外の事業者さんが対象ということですね。そうしましたら、大体対象件数はどのぐらいの事業者さんの数がいらっしゃるのかをお伺いします。

そして、この国の創生臨時交付金は全て使い切る計画になっていらっしゃるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛治 孝広君） 産業課、鍛治でございます。対象事業者についての御質問でございます。

まず、今回予算計上させていただくに当たって申請の見込み件数についてということで、全体で270件を予定をしているところでございます。

申請件数については、やっぱりなかなか予測が難しいというところでございますが、5年に一度実施をされます経済センサスの調査結果をもとに、町内の総事業者数を600事業者程度とまず見込んでおります。そのうち先ほど申しました県の感染拡大防止協力金を受給したであろう事業者、これは昨年度の休業協力金の支給状況をもとに70事業者程度はあるだろうというふうに見込んでおります。それから、国あるいは県の月次支援金を受給をしているであろう事業者、これは商工会さんに対しての先週末までの事業者からの相談件数をもとに80事業者程度支給をされてるんじゃないかというふうに見込んでおまして、全体事業者からこれらの事業者を除きまして、対象事業者数を約450事業者というところで見込んでおります。そのうちの約6割の事業者、先ほど申しました270事業者です、が申込みを申請をされるんじゃないかというところで見込んでおまして、その内容で予算の計上をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 北代議員の質問でかなり分かりましたので、重ねて質問させていただきます。

やはり商工会さんからの要望を受けてというようなことで、国からの交付金を有効に活用していただいたことに感謝申し上げたいと思います。これはやっぱり町の独自の施策でしょうか、それとも国・県等からこういうふうにしなさいという指導があつての使途なんでしょうか、そこをちょっと御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛治 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。今回の応援金の支給事業につきましては、町独自の事業でございます。

ただ、今回の臨時交付金につきましては、使途が事業者支援に限るということになってございますので、今回事業、応援金事業を町独自で実施をさせていただきたいということで予算の計上をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。事業者支援という指定だけがあつたとい

うことですね。よく分かりました。

では、金額なんですけれども、やはり少額であるっていうのは仕方がないことですし、270件を計上されて1,800万ということで考えてくださった。でもまあ一回限りということですね。

それから、個人事業者さんだと3万円だけということになると思うんですけども、これが最大って書いてますよね。最大っていうのは、どう計算、上限が3万円なんでしょうけど、1万5,000円しかもらえない事業者さんもあるでしょうし、5,000円だけとかいう事業者さんもあると思うんですが、その計算式っていうのはどういうふうを考えてらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。支給に関してでございますが、計算式と申しますのはお配りした資料の一番下に記載をさせていただいておりますが、2021年4月から9月の6か月間の総収入です。それと2020年、前年あるいは2019年、前々年の4月から9月、6か月間の総収入を比較をしまして減少した差額を支給するというところでございますので、例えば差額が1万5,000円であれば1万5,000円の支給になると。差額が10万円であれば、10万円であっても上限を設定している金額以内が支給額になるという形でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） すみません、見落としてまして。ありがとうございます。よく分かりました。差額を支給するということですね。ないよりはましですが、できたらやっぱりたくさんの方に利用していただきたいと思いますが。やはりこういう議案がでたということでちょっとヒアリングをしましたところ、国・県の月額支給金については物すごく審査が大変だということを伺っております。今回少額ですし、余り審査が大変だと、かえってそんなの要らないという業者さんもいらっしゃると思うので、審査方法を教えていただきたいのと、どういう書類が必要とか申請方法です、を教えていただきたいのと、あとは先ほど北代議員の質問に、経済センサスで600件あって、県のお金が70件、国のお金が80件もらったであろうと、それも予測の内、中ですね。差が450件で、そのうちの60%をというふうに考えてらっしゃったと伺いましたが、60%の根拠というのは業種を見て大体60%っていうふうに判断したのかどうか、どういうふうな60%判断したのか御説明をお願いいたしました。これで終わります。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。2点御質問いただいておりますので、

まず1点目の申請の方法でございますが、当然、支給申請書になりますので、支給申請になりますので申請書等の申請書類は提出をしていただくようになりますが、それに加えて添付書類として確定申告書の写しあるいは売上、事業収入が分かる帳簿の写し等々です、比較対象の確認ができる書類を最低限提出をしていただきたい、いただく方向で今要綱のほうを策定をしているということで、あと誓約書を申請の内容に偽りが無いという誓約書等も併せて提出をしていただくというふうに思っております。

申請については、議員の御指摘のとおり、なるべく申請者の御負担のならないように記入例等も踏まえて公開をしたいというふうに思っておりますし、その辺のところは気をつけて実施をしたいというふうに思っております。

それから、見込みの60%ということの根拠ということでございますが、これは非常に課内でもいろいろ議論をいたしました。80%ぐらいあるんじゃないかということも議論はいたしました、最終的には金額設定をした上での予算の財源の問題を踏まえて60%ということで設定をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 幾つかちょっとお尋ねしたいと思います。

緊急事態のこの支援金というのは数がたくさんありまして、休業、飲食、基本飲食店関係なんですけど、今たしか13期ぐらい目の支援回数じゃなかったかと思うんですけど、それで何が言いたいかと言いますと、これは以前、商工会からいろいろ、役場と議会でも要望書が上がった国・県の支援に値しないところを今回対象という形でして、これ非常によくやったなということ言いたいところなんですけど、この今ある時短、月次ですか、月次支援というのは、緊急事態13期の中の途中で生まれてきてるんですよ、実は。早く応援資金で出した自治体もあるんですよ。そこでも議論になって、この時短ちいうのは途中で出てきて、早く出したところはもう出てるんですけど、そこは受け取ってるわけなんです。先ほど築上町独自と言って、これをほかの自治体もみんな独自なんです、支援金で出してる分はですね。月次を外したらややこしくなるっていか平等感が消えてくるんですよ。月次は休業補償、飲食店等1日6万とか最大ありましたよね、2万5,000円とかいろいろ時短とかいう協力が。でもこの月次というのは途中で生まれてきたものに対して、これを入れるとほとんどの対象者ないし支援金という相手に対する支援のイメージが薄くなるような気がするんですよ。月次は僕は削除してもいいんじゃないかと思うんですけども。金額が知れてるんですよ。先ほど申請も難しいと言ったけど、それもよその自治体でこの支援金って自治体がやるとしたら非常に難しいんですよ。いろんな様々な業種の人が出てきて。やはりちゃんと申告をしている方を前提とか。その月次については、やはり見直してもいい

いんじゃないかと僕は思うところがあるんです。先ほど80件対象者ち言いよったですね。本当はもっとあると思うんですけど、申請面倒くさいからやってないちいうところもあるんですよ。それで、この月次は、支援金、支援金でニュースで見てから並べて言われるから分かんないんですけど、月次ちいうのは途中で出てきてるんですよ。そこをちょっと見直してもいいんじゃないかと。

それから、もう一つ対象として、事例としてお尋ねしたいんですけど、例えば個人事業主で農林業を含めて、例えば魚なりお米なり野菜なり、いろんな地方に送って生計を立てている。地方が緊急事態で閉店になって農業の収入が減ってきたという人たちの対象とかも含まれていくのだろうかということです。緊急事態で公民館、集会所を閉鎖しましたよね。例えばダンススクールとかいろんなお花の教室とかいったその人たちの教室事業主も収入がゼロになるわけです。パソコン教室にしても。役場、施設が使えなかった。これも個人事業主の対象に入っていくのかです。これはちょっと見たら、この資料を昨日くれちゃったらその辺の話も議運でしたんですけども、今日少しその辺を尋ねようと思ったんですけど。これ基本飲食店が主な計画になってますけど、築上町独自として商工会の国・県の支援金に当てはまらないところ、それを今回やるという前提で築上町独自ち言えばもう少し緩やかな内容で、そういった集会所を利用してきた方たちのところとか、どういうふうな考えを持っているのかをまずちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。御質問は2点ほどあったのかなというふうに思っております。

まず、月次支援金の関係については、これは国あるいは県が実施をしている支援事業でございます。町がこれにタッチをするということとはございません。先ほど、この国あるいは県の月次支援金を町内で80事業者程度支給をされているのではないだろうかということで申しましたが、それは先ほど申しましたように商工会の相談件数をもとに見込んであるわけでございます。実際、相談件数はもっと、事業者からの相談件数は商工会のほうには多く相談があったというふうに聞いております。全体で120事業者ぐらいです。ただ、最終的に審査が厳しいというところも聞いておりますし、受給をされている事業者は80事業者程度ではないかというふうに見込んでいというお話をさせていただきました。

それから、対象事業者についての考え方でございますが、基本的には全ての町内の事業者を対象にするというふうに考えております。端的に申し上げれば、確定申告書の事業収入、そこに記載がある方については対象にできるのではないかなというふうに思っております。事業収入として計上している方です。申告をされてる方、これについては対象にできるんじゃないかというふうに思っております。事業形態、議員おっしゃられたようにいろいろ多岐にわたるというふうに

考えておりますが、そこは柔軟に対応、町としては柔軟に対応をしていきたい。個別のケースによる場合もございますが柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） もう簡単に言います。今回これ通すのは非常にいいことと分かるんです。ただ、町長にちょっと御理解いただきたいのが、休業補償で最初の頃1日飲食店関係6万とか、あと期間で何とか何とかち2万5,000とかいろいろありましたよね。で、この時短の分だけは別扱いしないとですね、時短も一旦その月で、その人たちもうもらえない、いろいろな事業者があつて、そこに時短が入ってきたわけなんです。生まれてきたんです、この時短制度というのが。そしたらこの、だからこの給付金、この給付金、この給付金もらってない、の以外ちいうて時短をちょっともう少しちょっと探つて、時短、時短じゃなかった月次か、月次、月次支援ですか、ここは少し見直すとか、見直してもいいんじゃないかっていうことなんです。そこだけです。考えを、町長のお考え、見直しはせんと言やそれまでなんですけど、月次支援と言っても町長も今ピント来てないんじゃないかと思うんです。だから、いいですか、13期ある中のその途中で生まれた分で、以前の支援金を出した自治体とかも入れてるんです。その支援金の中でもその次に出た支援金を時短は、月次は外してきてるんです。外した事例があるんです。うちもこれ月次みたいなもんなんですよ、1回限りのね。だからその月次、国と県の制度を外すのは分かるんです。だけどこの月次の制度を外したら本当に支援という形にならないです。これはそこをどう考えるかなんですよ、築上町として。その辺、今回答出るか出ないか分かんないですけど、これ昨日資料を出してたら僕話してたんですけど、今朝資料を出されてもですね。言われるから月次って月次を出したんかなと思って、そここのところ町の考えとして、幾つか外してきてますよ、その自治体は。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は一番下の欄に書いてある2021年4月から9月のいわゆるそれぞれの売上げ、それと前年か前々年度の比較をしてどちらか差額の大きいほうを全事業種で支給するという形であつて、協力金とかそういうのは該当なりませんけど、これの表の分は県がそういう形で一応出しておるんで、町のほうは県に該当しなかった人たちの救済という形で今回このような形ですということ、基本は総収入の金額が今年の4月から9月までの総収入が前年もしくは前々年度の差額の大きいほうを出そうと、こういう形でございますんでそういう理解をしていただければいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 何度も言ってもあれなんです、ちいうことは今回出そうとする、この国・県に当てはまらないところの部分を出そう、ここは要望があってよく動いたなどというところなんです。ただ、このところはほかの自治体でも早く出したところもあります。だけど、この部分で月次を頂いている人がいるかもしれないです。なら対象外ですよ。だから、その部分があるからこそ当てはまらなかった、この上の人たちは大体この今回コロナ禍で飲食店関係で大体300万から350万の所得になったわけです、収入で。この下の人たちに何の支援がないちいうことで今回やろうとしたんです。この中に月次の人たち何人か入るはずなんです。といった時にそこは外さんといかんということで外してきてるんです。でも紙見たとおりに行くんならそれはそれでもいいですけど、これはやはり考え方です、うち独自でしょう。緩める強めるはうちができるわけやから、そこの考えをせっかくやからやるべきじゃないかということが言いたかったんです。そういうことです。それでもこのまま行きますか。最後です。もう一回確認だけしときます。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。対象事業者の考え方についての御質問でございます。

月次支援金を受給している申請者にもと、町の応援金を支給したらどうかというような御質問だというふうに思っておりますが、先ほどから町長も答弁をいたしましたように今回の町の応援金については、恐縮でございますが、国あるいは県の支援を受けてない事業者を支援をさせていただくという大きな目的でございます。その目的に即して今回の応援金については今の形で実施をさせていただきたいというふうに思っております。

また、これは県のほうに確認をしてみないと分からないんですが、県の月次支援金の受給を受けている事業者が他の地方公共団体から同様の趣旨の給付金を受けた場合、その取扱いがどうなるのかというような問題もございます。これはちょっと県のほうに尋ねてみないと分からないところでございますが、そういう問題も発生してくる可能性もございますので、今回の応援金については今提案をさせていただいてる内容で実施をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかに。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 先ほどの、最初に繰越金というのは一般財源ですか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 繰越金というのは、令和2年度の執行残、残額の繰越金でございます。以上です。（発言する者あり）一般財源です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 私ですね、この3万円という数字が、先ほど救済とおっしゃいましたが、救済にならないと思うんですよ。それで、ないよりはいいと思うんですけど、それでこの国・県のほうを見ると、先ほど塩田議員がおっしゃっていたように、月にこんだけという数字ですよ。築上町のほうは全体でこれだけ。最低、一番少ないのは3万円、それで減少した差額を支給するってことで、減少した差額が50万円の方も3万円の方も3万円ですよ。3万円しか減少してない方ももらえるんだからそれはいいことなんですけど、50万円の方も3万円しかもらえない。それで、これって築上町の事業者の方のことを本当に分かっているって計画、こういうのを立てていらっしゃるのか。

私は、9月議会で2020年度の決算に反対したんですけど、あの時も最初に事業者の方に20万円支援して、その後、国からの交付金に来てそれで充当したんですよ。それで町からの支援というのが余りにもないのじゃないかということをお私反対討論の中で言ったんですけど、先ほど北代議員の質問に、商工会の要望に答えてるのかという質問に対して、課長さんが資金面でやっぱりそこまで完璧に答えることはできないがという答弁があったんですけど、もう少しやっぱり3万円というのは、これ、先ほど宗議員が言ったように申請するのちょっと面倒くさいからもうやめとこうかっていう方も出てくるような金額やと思うんです。これ、事業者の方と少しぐらいお話、何というか、例えば商工会とこういう支援なんだけどっていう相談をちょっとぐらいしたのか、それとも町がもう上で決めたのか。それから申請ですけど、商工会とかと協力して申請するのか、そこのとちょっとお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。幾つか御質問いただきましたが、まず今回の応援金事業の実施に当たって商工会と相談をしたのかという御質問でございますが、これはかなり早い段階から商工会と相談をさせていただいております。商工会からのいろいろな意見も踏まえて今回の事業を実施するというところでございます。

それから、金額の設定についてでございますが、確かに今議員御指摘のとおり、国とか県の支援内容と比べると非常に見劣りはすると。小規模なものとなっておりますが、これも先ほど来答弁させていただいておりますとおり、やっぱり財源の問題はございます。今回、給付金が約1,600万円弱交付をされるということで、これを最大限活用する形で今回、事業の実施、金額設定をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 皆さんにいろいろ聞いていただいたので、ちょっと単刀直入に聞

きたい点が何点かあります。

まず、前回、国・県の給付金を受けられなかった事業者ということなのですが、国・県の給付金を30%、また50%減収しているにも関わらず受けられなかったって事業者もたしかあったんじゃないかなと思うんです。その業者に対しては今回受けられるのが1点。

それと、商工会に加入していない個人事業主っていう方もやっぱりいると思いますので、そういう方に対しての周知の仕方等々もやっぱりしっかりやっていただきたいということ。どういう処置の方法を考えているのか。

それと、大体どれぐらいをめぐりに申請してから給付をするのか。この時期に臨時議会をすることですので、早めな給付というのが一番のポイントかなとは思いますが、その辺り先ほど来皆さんが言っているように申請の仕方っていうのを少し、簡単にとは言いませんが、簡素化するということで支援ができるんじゃないかなと思います。

今、池亀議員も言いましたが、金額に関してですけど、3万円っていうのは本当に寂しい数字っていうことを指摘していただき——指摘せないかんと、前回、課長、町長もそうですけど、20万円の事業主へのクーラーとか空気清浄機の助成金があったと思います。あの執行残って結構あったと思うんです。ですから、今回この3万円、5万円、10万円、法人で言えば5万円、10万円、20万円っていうのに270件も来るだろうかと。あの条件でさえ相当数、予想しているよりも相当少ない申請しかなかったわけですから、本当にここはもう少し、3万円掛けの6か月分、15%下がっているなぐらいのことは考えるべきだったと思います。この辺はこういう形で行くということなんで要望するのはなるべく早い支援ということですよ。

まず、その点についての回答をお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。御質問のまず1点目の50%以上減少されてる事業者につきましては、要は国の支援を受けてなければ町の応援金の対象事業者ということになります。応援金の支給ができるということになります。

それから、周知の方法です。今考えておりますのは、本日予算の議決をいただければ速やかに要綱等を告示をいたしまして、できれば来月1日から申請の受付を開始をしたいと思っております。受付期間が来年年明けの2月末までを今のところ予定をしております。周知の方法については、まずホームページ等の掲載、それから無線放送の、無線放送をする。それから、12月の広報に折込チラシを折込みたいと今計画をしているところでございます。

申請については、先ほど答弁いたしましたとおり、なるべく申請者の御負担にならないような申請方法をとりたいというふうに思っておりますし、申請受付後の審査についても、できるだけ速やかに審査をいたしまして早期の支給に努めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 今50%、どんな業種でも受けられるんですか。要するに何が言いたいかという、国から、国とかいろんな条件で、30%、50%で受けられなかった事業者がたしかあったんじゃないかなと思うんですよ。でもその業者も今回は対象になるわけですか。どんな条件でも対象になるわけですか。そこだけちょっと確認と、それと課長の口からでも町長からでもいいですけど、事業者に分かりやすく説明するために、もう一度これとこれとこれをそろえて、こうしたらなりますよというそのマニュアルというか、それを例えば私が知ってる事業者で受けられなかった個人事業主とかにこういう条件であれば受けられるというのを明確に伝えたい部分があるんですよ。ですから、今の回答だと全部の業者本当に対象になるのかというところが非常にちょっと、審査があったりとか、またしたけど駄目だったっていうことがないようにしたいので、もう一度、課長の口から、町長でもいいですけど、これとこれとこれだけはちゃんとしてくれたら対象になるよっていうことを明確に回答をお願いしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 先ほど課長からも答弁しました。いわゆる月々、毎月帳簿をつけて、その帳簿が証拠書類になれば、15%以上、一応収入が6か月間の中に少なかった場合は、これは最低3万円支給しますという形になっておりますので、とにかくやっぱり帳簿づけしてないと駄目です。そして、その間の4月から9月までの間の収入が過去2年間の収入と比較して少なかった事業者に対しては、これは一応資格あると、こういうふうに認識を私にはしている。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 課長、ちょっと言うたらいいんじゃない。追加とか、いい、それで。（発言する者あり）確定申告……。鍛冶産業課長。

○産業課長（**鍛冶 孝広君**） 産業課、鍛冶でございます。申請の添付書類についてでございますが、今町長が答弁しましたとおり、各年の4月から9月の売上げが分かる帳簿、これは必須でございます。これは絶対に提出をしていただくようにしたいというふうに思っております。それと当然、申告をされているということを前提に確定申告書の写し、前年あるいは前々年ですね、または市町村民税申告書の写しをどちらかを提出をしていただきたいというふうに思っております。

この申告書の提出をもって事業の、事業を実施——経営しているということが確認できるというふうに思っておりますので、先般、支援金等では許可証とかそういう物も添付書類として提出をしていただいておりますが、今回はもうそういう物は提出をしていただかなくて確定申告書あるいは市町村民税申告書、これをもって事業の確認をするということで考えております。必要最低限、今申し上げた申告書と帳簿の写しですね、これだけは提出をお願いしたいというふうに

考えております。

あと、50%以上、その提出された書類を確認して50%以上減少している事業者であれば、もう当然今回応援金の対象になるということでお伺いいただいて結構だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） いいですか。ほかに。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 3回目残ってたんで、これ私の質問じゃないんですけど、先ほど、今、工藤議員も言ったと思うんですが、本当に使い切れるのか、1,800万円が使い切れるのかってことで、先ほど北代議員がこれ、もし残金が出たらどういうふうに使われるのかって質問したと思うんですが、ちょっとその答えがなかったように思うんですけど。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶産業課長。

○産業課長（**鍛冶 孝広君**） 産業課、鍛冶でございます。失礼しました。答弁漏れていたようにございます。

今回、1,600万弱の給付金は国から頂いて応援金事業実施をいたします。一番いいのが予算を使い切るということが一番いいとは思いますが、申請の状況によっては執行残が出てくるのかなというふうに思っております。それは11月、12月の申請受付後の2か月間ぐらいの申請状況を見て、その時点でまた検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第61号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（武道 修司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和3年第4回築上町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員